

特記仕様書

1. 契約書、収穫調査委託契約約款及び収穫調査委託標準仕様書に定めるもののほか、この仕様書に基づき契約を履行するものとする。

2. 放射線障害防止措置

受注者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(平成 23 年厚生労働省令第 152 号)に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

詳しくは、厚生労働省のホームページ

(<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000029897.html>)

原子力規制委員会のホームページ放射線モニタリング情報

(<http://radioactivity.nsr.go.jp/ja>) を参照すること。

3. 空間放射線量率の測定について

- (1) 測定方法等については別紙 1 のとおりとする。
- (2) 測定位置は基本図に図示し、測定結果を野帳(別紙 2)に記載すること。

4. CSF(豚熱)への対応について

CSF(豚熱)の感染拡大防止のため、福島県における CSF 対策を熟知して適切な対応に努めること。

詳しくは、福島県のホームページ「野生イノシシの豚熱対策の防疫のお願い」について(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/csf-boueki.html>)を参照すること。

5. 希少野生生物への対応について

調査区域内において、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成 4 年法律第 75 号)」に基づき、指定されている国内希少野生動植物種の生息・生育、「福島県野生動植物の保護に関する条例」(平成 16 年 3 月 26 日福島県条例第 23 号)により、指定されている特定希少野生動植物の生息・生育及び猛禽類の存在を確認した場合は、早急に監督職員へ連絡し、その指示に従うこと。

詳しくは、福島県のホームページ「希少野生動植物」について

(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/16035b/tokuteiyaseidousyokubutu.htm>

1) を参照すること。

別紙 1

◎測定点の選定等

- ・測定点は地形や標高及び方位等を考慮し、線量が高いと想定される地点を選定することを基本とする。
- ・区域表示と組み合わせる事を念頭に、区域全体からバランスよく選定することを基本とする。
- ・測定後、測定位置を基本図に図示するとともに、野帳に測定結果を整理する。

◎測定方法

- ・シンチレーション式サーベイメーターを用い、地上高 1 m での空間放射線量率を測定する。
- ・雨天時や積雪時を避けて測定することを基本とする。
- ・測定は樹木から 1 m 離れ放射線量の影響を受けない地点で行う。
- ・林縁より樹高 1 本分以上内側での測定を基本とする。
- ・各地点において、指示値が安定した後に 1 分間隔で 3 回測定し平均値を算出する(小数点以下第 2 位止め)
- ・各地点の平均値の中から最大値をもって判断する。

空間放射線量測定野帳

林小班

天気

測定日時 平成 年 月 日 時 ~ 平成 年 月 日 時

測定機械

測点1	1回目		測点2	1回目		測点3	1回目	
	2回目			2回目			2回目	
	3回目			3回目			3回目	
	平均			平均			平均	
測点4	1回目		測点5	1回目		測点6	1回目	
	2回目			2回目			2回目	
	3回目			3回目			3回目	
	平均			平均			平均	
測点7	1回目		測点8	1回目		測点9	1回目	
	2回目			2回目			2回目	
	3回目			3回目			3回目	
	平均			平均			平均	
測点10	1回目		測点11	1回目		測点12	1回目	
	2回目			2回目			2回目	
	3回目			3回目			3回目	
	平均			平均			平均	
測点13	1回目		測点14	1回目		測点15	1回目	
	2回目			2回目			2回目	
	3回目			3回目			3回目	
	平均			平均			平均	

最大値